令和元年９月 27 日

令和元年第３回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目　　次

＜防災部＞

Ⅰ　台風第 15 号による被害状況 1
Ⅱ　ラグビーワールドカップ 2019™大会期間中の県の危機管理体制 ... 4
Ⅲ　令和元年度の防災訓練の実施状況 5
Ⅳ　かながわ消防初動対応力強化に向けた取組..... 6

＜くらし安全部＞

Ⅴ　自転車損害賠償責任保険等への加入義務化に関する取組..... 7
Ⅵ　「かながわ消費者施策推進指針」改定素案..... 8

参考資料　かながわ消費者施策推進指針　改定素案

Ⅰ　台風第 15 号による被害状況

１　台風第 15 号の本県への影響（横浜地方気象台まとめ）

(1)　台風の概況

９月５日に南鳥島近海で発生した台風第15号は、小笠原近海を北西に進み、８日には次第に進路を北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。９日３時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、９日５時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ（以上、速報解析による）。

(2)　降水の状況

神奈川県では台風の接近に伴い、所々で１時間に30㎜を超える激しい雨を観測し、横浜では９日３時50分までの１時間に72.0㎜の非常に激しい雨を観測した。８日10時から９日11時までの総降水量は、アメダス箱根 251.5㎜、アメダス相模湖 179.5㎜、横浜 177.5㎜ などを観測した。

(3)　風の状況

８日夜遅くから９日朝にかけて強風となり、９日の日最大風速は、横浜 23.4m/s、アメダス三浦 21.0m/s、アメダス辻堂 18.7m/s などを観測した。

海上では大しけとなった。

横浜地方気象台における風の観測値

最大風速	秒速 23.４m
最大瞬間風速	秒速 41.８m

(4)　気象警報等の状況

県内では、９月８日17時２分に大雨警報、暴風警報が発表され、その後、洪水警報が発表された。これらの警報は、９月９日10時24分までに全て解除された。

２　台風第 15 号通過時の県の対応

くらし安全防災局では、災害が拡大する恐れがあるとして、通常の警報対応の３倍以上の職員を動員する第一次応急体制で対応にあたった。

県土整備局では、大雨注意報の発表を受けて、水防体制を整え、警戒にあたった。

企業庁では、台風の接近に備え、本庁、浄水場、水道営業所に職員を配置し警戒にあたった。なお、ダム管理事務所については放流に備えた通常の洪水警戒体制を整えた。

３　主な被害の状況等（令和元年９月 25 日現在）

(1)　避難勧告等の発令状況

県内28市町村で「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」、「避難指示（緊急）」が発令された。

(2)　人的被害 13 名（重傷３名、軽傷 10 名）

死者　　０名
行方不明者　０名
重傷　　３名（川崎市１名、三浦市２名）
軽傷　　10名（横浜市３名、川崎市１名、相模原市１名、
　　藤沢市１名、三浦市４名）

(3)　建物被害　2,227 棟

ア　住家被害

全壊　　４棟
（横浜市１棟、鎌倉市１棟、藤沢市１棟、三浦市１棟）
半壊　　21 棟
（横浜市７棟、横須賀市４棟、鎌倉市２棟、藤沢市１棟、
逗子市１棟、三浦市６棟）
一部破損　1,570 棟
（横浜市 831 棟、川崎市 42 棟、横須賀市 412 棟、
平塚市 41 棟、藤沢市 78 棟、茅ヶ崎市 11 棟、
逗子市 32 棟、三浦市 24 棟、秦野市 12 棟、厚木市６棟、
大和市１棟、伊勢原市３棟、海老名市１棟、座間市３棟、
南足柄市１棟、綾瀬市 13 棟、葉山町６棟、寒川町 10 棟、
大磯町 23 棟、二宮町１棟、真鶴町 18 棟、清川村１棟）
床上浸水　30 棟
（横浜市 10 棟、川崎市 17 棟、鎌倉市１棟、
逗子市１棟、葉山町１棟）
床下浸水　32 棟
（横浜市４棟、川崎市 27 棟、鎌倉市１棟）

イ　非住家被害

公共建物　83 棟
（横浜市 47 棟、伊勢原市 36 棟）
その他　　487 棟
（横浜市 435 棟、川崎市１棟、横須賀市９棟、
鎌倉市３棟、藤沢市 16 棟、茅ヶ崎市 11 棟、逗子市６棟、
三浦市１棟、大和市１棟、伊勢原市３棟、真鶴町１棟）

(4)　崖くずれ　145 件（横浜市 35 件、鎌倉市 101 件、逗子市９件）

(5)　その他の被害の状況等

※被害金額は、取りまとめ時点で県が把握しているもの。オ～コについては、県管理施設の被害のみを記載。

ア　文教施設

・　県立高校等 121 施設で屋根、窓ガラスの破損、倒木等の被害

イ　農畜産業

・　農業用ハウス、畜舎の破損、野菜、果樹の損傷など
（被害金額　約４億 5,452 万円）

ウ　水産業

・　荷捌き施設や防波堤など水産関係施設の破損、漁船の破損など
（被害金額　約 3,099 万円）

エ　林業

・　倒木・土砂流出など
（被害金額　約 1,145 万円）

オ　公園施設

・　観音崎公園において倒木など
（被害金額　約 1,600 万円）

カ　道路施設

・　県道 311 号（鎌倉葉山）小坪トンネル付近において倒木など
（被害金額　約 800 万円）

キ　河川施設

・　二級河川 神戸川において護岸の一部破損など
（被害金額　約 300 万円）

ク　海岸施設

・　藤沢海岸において防風ネット破損など
（被害金額　約 600 万円）

ケ　港湾施設

・　湘南港において建物の一部破損など
（被害金額　約 2,000 万円）

コ　下水道施設

・　相模川流域下水道左岸処理場において建物の一部破損など
（被害金額　約 700 万円）

サ　県有緑地被害

・　倒木など
（被害金額　約１億 8,200 万円）

シ　上記以外の主な被害

・　横浜市金沢臨海部産業団地を中心とした産業施設等の被害

・　江の島かもめ駐車場（女性センター跡地）に保管されていたディンギーヨットの転倒など

Ⅱ　ラグビーワールドカップ 2019™大会期間中の県の危機管理体制

国内外から多くの要人や来訪者が集まるラグビーワールドカップ 2019™大会の開催期間中のテロや事故等による災害の発生に備え、県の情報収集と連絡調整の体制を強化し、危機管理体制を確立する。

１　大会期間中の県の危機管理体制

(1) 情報連絡室による情報収集体制の強化

くらし安全防災局では、平時から、休日夜間も含めた 365 日 24 時間の情報収集体制を敷き、災害等の発生に備えている。

大会開会の前日（９月 19 日）から閉会の翌日（11 月３日）期間中は、「情報連絡室」を設置し、配備職員を増員して危機管理体制を強化する。

（大会期間中の情報収集体制）

勤務区分	平時の体制	大会期間中の体制（情報連絡室設置）
平日（勤務時間内）	通常体制で情報収集	情報連絡室設置により、情報収集を強化
夜間・休日	業務連絡員１名 幹部職員２名 職員２名	左記の体制に加え、幹部職員１名、職員１名を増員配置
		〔県内での試合開催日（休日７日間）〕 上記に加え、職員を４名増員。１名は連絡員として、大会現地警戒本部に派遣

(2) 危機事象発生時の対応

危機事象発生を覚知した場合、非常配備体制へ移行し、職員を増員し、情報収集と関係機関との連絡調整の体制をさらに強化する。

また、具体的な被害の発生や拡大が見込まれる場合は、危機管理対策本部など、事態の内容に応じた本部体制に移行し、全庁的な即応体制を確立する。

２　その他の危機管理体制強化の取組

(1) 大規模イベント等に係る危機管理のネットワークの開催

大会運営組織、消防、警察、自衛隊など関係機関によるネットワーク会議を開催し、各機関の危機管理体制に関する情報共有を図るとともに、様々な事案発生を想定した図上検討会を実施した。

(2) 生活関連施設等の警戒体制強化

多くの県民が利用する施設や危険物を扱う施設などに対して、県の危機管理体制の周知と警戒体制の強化を依頼した。

３　スケジュール

令和元年９月 19 日　情報連絡室設置
　　９月 20 日　ラグビーワールドカップ 2019™開幕
　　11 月２日　決勝戦・表彰式（横浜国際総合競技場）
　　11 月３日　情報連絡室体制解除

Ⅲ　令和元年度の防災訓練の実施状況

前回の防災警察常任委員会（令和元年６月）以降に実施したビッグレスキューかながわ（神奈川県･伊勢原市合同総合防災訓練）の概要等は、次のとおりである。

１　概要

大規模災害発生時における関係機関との連携強化等を図るため、大規模災害発生時の初動対応における救出救助、医療救護活動等の実践的訓練を実施した。

２　実施日

令和元年８月31日（土）

３　場所

中央会場：伊勢原市総合運動公園
他会場　：東海大学医学部付属病院、平塚市民病院、秦野赤十字病院、伊勢原市消防署西分署

４　主催者

県、伊勢原市

５　主な訓練内容

(1)　医療救護活動訓練（現場救護所）

ＤＭＡＴ、ＤＭＡＴ―Ｌ、日本赤十字社、自衛隊、米軍医療部隊など様々な機関が連携し、医療救護活動を実施

(2)　救出・救助訓練

高速道路の多重衝突事故現場、中高層建物や倒壊家屋からの救出・救助活動を実施

(3)　航空機による情報収集・救出救助訓練

航空機による情報収集や孤立地域に取り残された要救助者の吊り上げ救助を実施

(4)　先端技術を活用した訓練

ドローン、デジタル遠隔診療支援用ビデオ通信システムや、腰の負担を軽減する装着型ロボット等を活用した訓練を実施

６　参加機関等

(1)　参加・協力機関

129 機関（消防、警察、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、米国赤十字社、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等）

(2)　参加人数

約 6,500 人

Ⅳ　かながわ消防初動対応力強化に向けた取組

大規模災害等発生時に、これを「いち早く覚知」し、その「被害状況等を把握・共有」することで、知事の要請により出動する「かながわ消防」部隊の迅速かつ的確なオペレーションを可能とする、かながわ消防初動対応力強化の仕組み（Ｋアラート）を構築する。

１　これまでの「かながわ消防」の取組

(1)　「かながわ消防」体制の整備

平成28年４月に、全国初の県内消防の一元的運用を行う「かながわ消防」体制を構築

(2)　「かながわ消防」訓練の実施

平成29年２月に、初の実動訓練を実施して以降、原則毎年実施

(3)　かながわ版ディザスターシティの整備

平成30年11月に、消防学校に、様々な自然災害現場を再現する実践的で大規模な消防訓練施設を整備

２　事業内容

大規模な火災や土砂災害など、単独の消防本部では対応できない災害等の発生時に、県及び県内消防本部が、ＬＩＮＥのビジネス向けアプリケーションであるＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳを使って情報の受伝達を行う仕組みを構築する。

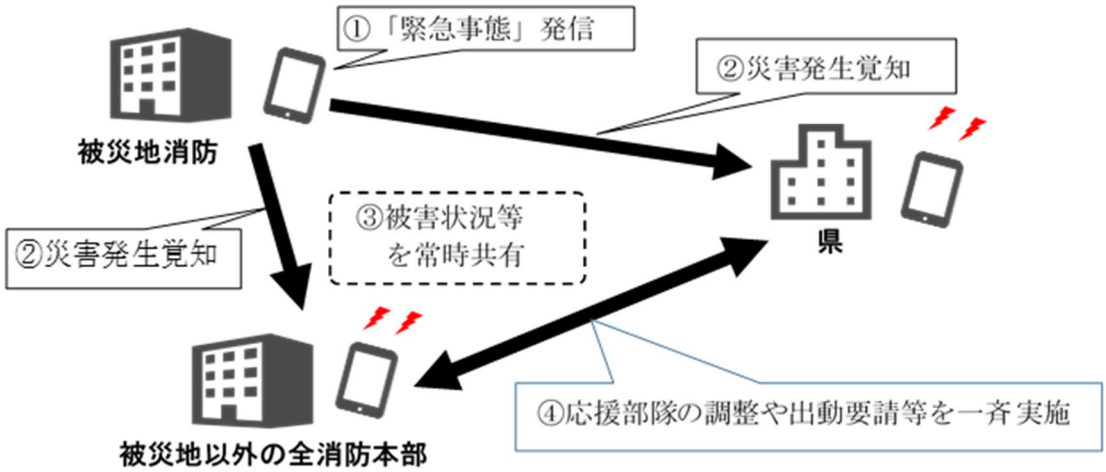

なお、この仕組みの構築にあたり、ワークスモバイルジャパン株式会社及びトランスコスモス株式会社と協定を締結した。

３　スケジュール

令和元年10月～３月　試行運用
令和２年２月　かながわ消防訓練において、Ｋアラートを活用
３月～　本格運用開始

Ⅴ　自転車損害賠償責任保険等への加入義務化に関する取組

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき自転車損害賠償責任保険等の加入が 10 月１日から義務化されることに伴い、その実効性を図るため多様な周知を行っている。

１　周知に向けた取組

(1)　実施済みの取組

ア　ポスターの掲示

県内の各市町村や各警察署の行政機関のほか、駐輪場、駅、バス車内などを中心に掲示した。

イ　チラシの配布

各町内会の回覧板、教育機関、行政機関等のほか、事業所、自転車販売店などを中心に配布した。

ウ　小冊子の配布

自転車販売店等において自転車の購入者を中心に配布した。

エ　動画の放映

鉄道車内広告のほか、映画館、テレビＣＭ、行政機関、駅等の施設で放映した。

オ　各種広報媒体の活用

テレビ・ラジオ放送、新聞のほか、県の広報誌・ホームページ等を活用した。

カ　損害保険会社等との協定の締結

損害保険会社等４社と「自転車等の交通安全の促進に関する協定」を締結し、民間力を活用した広報などを実施した。

(2)　実施予定の取組

保険等の加入義務化の周知をさらに促進するため、上記の取組を継続するほか、本条例の趣旨に賛同する民間企業 10 数社と連携し、神奈川県自転車交通安全 官民連携プロジェクトを立ち上げ、ショッピングセンターなどで自転車交通安全イベントを開催する。

２　県が所有する自転車の扱い

県の業務で使用する自転車については、既に加入済みの自転車を除き、一括で保険加入の手続を実施した。（942 台）

Ⅵ　「かながわ消費者施策推進指針」改定素案

県では、平成27年３月に改定した「かながわ消費者施策推進指針」を基本方針として、消費者施策を展開してきた。

令和元年度で改定後５年となることから、消費者を取り巻く社会状況の変化や課題などを踏まえ指針を改定することとし、神奈川県消費生活審議会に諮問を行い、次のとおり改定素案を作成した。

１　改定素案の概要

(1)　基本理念

「消費者の権利の尊重と消費者市民社会の形成」を基本理念とし、消費者をめぐる現状と課題を踏まえ、消費者施策を推進する。この基本理念は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す国際目標であるＳＤＧｓと軌を一にするものであり、県の消費者施策を推進することにより、世界が目指す持続可能な社会の実現にも貢献していく。

(2)　施策展開

消費者を取り巻く社会状況の変化や課題に対応し、基本理念を実現するため、２つの重点的な取組を設定するとともに、４つの基本方向に基づき全体の施策を展開する。

ア　重点的取組

- 高齢者の消費者被害の未然防止と救済
- 成年年齢引下げに伴う若者への消費者教育の充実

イ　基本方向

(ｱ)　消費者教育の推進と持続可能な消費行動の促進

- 様々な場やライフステージに応じた消費者教育の推進
- 消費者教育の拠点機能の発揮と連携の推進
- 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

(ｲ)　消費者被害の未然防止

- 被害未然防止に向けた注意喚起・情報発信
- 消費者の特性に配慮した対応
- 他機関等と連携した消費者被害未然防止の推進

(ｳ)　消費者被害の救済

- かながわ中央消費生活センターにおける消費生活相談機能の向上
- 市町村消費生活相談との連携・支援
- 消費者被害救済に向けた取組の推進

(ｴ)　安全・安心な消費生活の確保

- 事業者指導による取引の適正化
- 消費者から信頼される事業者活動の促進
- 商品及びサービスに関する安全・安心の確保

２　スケジュール

令和元年　９月　県民意見反映手続(パブリックコメント)を実施
　　11 月　神奈川県消費生活審議会で改定案（案）を審議
令和２年　１月　神奈川県消費生活審議会で答申
　　２月　防災警察常任委員会に、答申結果を報告
　　３月　指針改定